

# 財政投融资を巡る最近の情勢

平成 24 年 9 月 21 日

財務省理財局

# 「日本再生戦略」【抜粋】 平成24年7月31日(火)閣議決定

## 総論

### 5. 「日本再生戦略」と予算編成との関係

- ③その際、財政投融資の積極的な活用や、税制改正及び規制改革、制度金融施策等を総合的に講じることによって、重点配分の実効性を担保する。

## Ⅲ. デフレ脱却と中長期的な経済財政運営

### 1. デフレ脱却の道筋

#### (2) デフレ脱却に向けた政策の基本方向

- ・政府は、平成24・25年度を念頭に、2. に掲げるとおり「モノ」、「人」、「お金」をダイナミックに動かすため、規制・制度改革、予算・財政投融資、税制など最適な政策手段を動員し、平成25年度予算プロセス等において更に対応を具体化する。

### 2. デフレ脱却と経済活性化に向けて重視すべき政策分野

#### (1) モノを動かす

- ・PFIの強力な推進、財政投融資の活用などにより、インフラ更新等の投資を促進する。

## Ⅳ. 日本再生のための具体策

### 1. 政策実行の枠組み

#### (2) 政策実行手段の確保

- ・厳しい財政状況を踏まえ、財政投融資について、税財源によらない財政対応の重要性を勘案し、積極的な活用を図る。

### 2. 「共創の国」への具体的な取組 ～11の成長戦略と38の重点施策～

#### ③新たな資金循環による金融資本市場の活性化〔金融戦略〕

(重点施策: 政策金融・官民連携による資金供給の拡大)

- ・財政投融資について、税財源によらない財政対応の重要性を勘案し、今後積極的に活用する。

# 税制抜本改革法 附則第18条

(消費税率の引上げに当たっての措置)

## 第18条

消費税率の引上げに当たっては、経済状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び経済の活性化に向けて、平成二十三年度から平成三十二年度までの平均において名目の経済成長率で三パーセント程度かつ実質の経済成長率で二パーセント程度を目指した望ましい経済成長の在り方に早期に近づけるための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

- 2 税制の抜本的な改革の実施等により、財政による機動的対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が国経済の成長等に向けた施策を検討する。
- 3 この法律の公布後、消費税率の引上げに当たっての経済状況の判断を行うとともに、経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、第二条及び第三条に規定する消費税率の引上げに係る改正規定のそれぞれの施行前に、経済状況の好転について、名目及び実質の経済成長率、物価動向等、種々の経済指標を確認し、前二項の措置を踏まえつつ、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずる。

## 附則第18条関連の国会答弁

○ 野田総理大臣 答弁【抜粋】 平成24年7月18日(水) 参・一体特 宮沢洋一議員 質疑模様

(宮沢洋一議員)

いわゆる附則18条の2というところでありませけれども、これはもう御承知のとおりであります、三党協議におきまして自民党の主張を入れていただいて条文となったものであります。税制の抜本的な改革の実施等により、財政の機動的な対応が可能となる中で、我が国経済の需要と供給の状況、消費税率の引上げによる経済への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなどを検討するというところであります。

(中略)

しかし、財政だけではありません。財政資金とは書きませんでした。資金と書いてありまして、これは、当然財政投融资のようなものもあれば、また民間資金をどういうふうを導入してくるかということも知恵を出さなければいけない。(後略)

(野田総理大臣)

いわゆる財政運営戦略も踏まえながら、財政のいわゆる対応力が回復してきたときに機動的に民間資金や財投資資金も含めて対応するということだと思えます。

○ 安住財務大臣 答弁【抜粋】 平成24年7月25日(水) 参・一体特 大久保勉議員 質疑模様

(大久保勉議員)

2014年4月以降、つまり消費税が引上げされた場合に、その税収をどういうふうにするか。ここに関しましては、附則18条の2項に関して様々な議論がありました。(後略)

(安住財務大臣)

(前略) 条文にも、こうしたときの場合、資金を重点的にと書いております。ここには資金ということでございますので、税財源に限らず財投資資金や民間資金の活用なども含めてというふうな、これを私は、知恵を三党で出し合っこの資金というものをお書きになったんだということでございますが、(後略)

## 25年度概算要求組替え基準について

○ 「平成25年度予算の概算要求組替え基準について」(平成24年8月17日閣議決定)【抜粋】

1. 平成25年度予算の概算要求に当たっての基本的な考え方

(2)グリーンを中心とする「日本再生戦略」を踏まえた予算配分の重点化

(中略)その際、財政投融資の積極的活用や税制改正及び規制改革、制度金融といった施策を総合的に講じることにより、資金の重点配分の実効性を担保する。

○ 「安住財務大臣閣議発言」【抜粋】(平成24年8月17日(金))

四. 財政投融資については、財政投融資を積極的に活用するとされている「日本再生戦略」の実行など、真に政策的に必要と考えられる資金需要に的確に対応した要求をしていただきますようお願いいたします。また、引き続き、民業補完性、償還確実性等の検討により、対象事業の重点化・効率化を図っていただきますようお願いいたします。

## 9月以降の一般会計予算の執行抑制について（平成24年9月7日閣議決定）

平成24年度における特例公債の発行等について定める「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律案」（以下「特例公債法案」という。）は、通常国会の会期末を間近に控えた現時点においても、依然として、成立の見込みが立たない状態が続いている。このため、現時点では、本年度一般会計歳入予算に計上した特例公債金38.3兆円は、歳入として見込むことができず、建設公債対象経費以外の財源に充てられる財源は、46.1兆円しか確保できていない状況にある。

政府は、本年度当初から、復興関係予算については速やかな執行を図りつつ、一般会計から特別会計への繰入時期を延期するなどきめ細かな執行管理を行ってきたところであるが、本年度一般会計予算に係る9月末までの支出見込額は38.6兆円<sup>[1]</sup>に達する見込みであり、特例公債法案の成立が見込めない限り、従来通りの予算執行を続けていくと、一般会計の財源が枯渇する懸念が現実のものとなりかねない。

このため、関連法令の規定や国民生活・経済活動への影響を踏まえつつ、各経費の支払の緊要性を再点検し、可能な限り予算の執行を後ろ倒すことにより、財源の枯渇時期を少しでも遅らせることが必要である。こうした観点から、財政法第34条第2項の規定に基づく支払の計画の承認に関する方針として、特例公債法案の成立の見込みが立つまでの間の一般会計予算の執行について、下記のとおり定めるものとする。

### 記

#### 1. 基本的な考え方

- ① 特例公債金が財源となる全ての経費について、予算執行の抑制を図るものとする<sup>[2]</sup>。ただし、以下の経費については、当面は対象外とする。
  - イ) 行政活動の維持に不可欠な経費（庁舎借料等）
  - ロ) 国から国民への直接払いの経費（精査の上で必要があるものに限る。ハからヘまでにおいて同じ。）
  - ハ) 安全保障・司法・治安関係の経常経費
  - ニ) 緊要性の高い外交活動に係る経費
  - ホ) 災害対策に係る経費
  - ヘ) 経常的な統計調査・観測事業に係る経費
  - ト) 法令・契約で支払時期が定められており、現時点では抑制が困難な経費（医療・介護・生活保護等の地方公共団体向け負担金を含む。）
- ② 特別会計については、一般会計からの繰入金を財源とする経費について、一般会計に準じた執行抑制を図ることにより、繰入れの抑制を図るものとする。また、引き続き、可能な限り一般会計からの繰入れの延期を図ることとし、一層の取組を行うものとする。

なお、復興事業については、一般会計から復興特会への繰入れも含め、引き続き速やかに執行する。

[1] 建設公債対象経費を除く。各省提出ベース。

[2] 建設公債や特定財源の対象経費は、特例公債を財源とするものではないことから、抑制対象外となる。

# 9月以降の一般会計予算の執行抑制について（平成24年9月7日閣議決定）

## 2. 具体的な予算執行抑制方針

### ① 政府部内の支出

いわゆる行政経費（庁費・旅費・諸謝金等）について、原則として、毎月、予算額を12で除した額の50%以下に支払を抑制するものとする。

### ② 独立行政法人等向け支出

独立行政法人運営費交付金及び国立大学法人運営費交付金等については、原則として、3ヵ月毎に、予算額を4で除した額の50%に相当する額以上の交付を留保するものとする。

### ③ 地方公共団体向け支出

地方交付税のうち道府県分の普通交付税については、当面、9月交付分について、9月から11月について月割りの交付とする<sup>[3]</sup>。

裁量的補助金<sup>[4]</sup>については、原則として新たな交付決定は行わないものとし、交付決定が済んでいるものであっても、その補助事業の内容を改めて精査し、可能な限り執行を留保するよう努めるものとする。

### ④ 民間団体等向け支出

裁量的補助金については、基本的に地方公共団体向けと同様の対応とし、私学助成については、交付時点において、国立大学法人運営費交付金と同様の対応とする。

その他、法令において支払時期が定められていない経費については、できる限り支払の延期を図るものとする。

### ⑤ 国会・裁判所・会計検査院所管の予算についても、上記に準じた対応を行うよう、要請するものとする。

## 3. 支払予定先の資金繰りへの配慮

政府として、支払予定先において余裕資金や民間借入れ等の活用が困難な場合の資金繰りや追加借入れに伴う財務への影響等について、必要な配慮を行う。

## 4. 更なる対応の検討

上記の対応によっても、特例公債法案の成立が見込めない限り、早晩、一般会計の財源は枯渇する。

このため、今後の状況に応じて、予算執行抑制のための法的措置も含め、更なる対応を検討し、本方針について必要な見直しを行うものとする。

[3] 月割りで7,184億円。

[4] 補助金等のうち、義務的経費（人件費、補充費途その他支出が法定されている経費等）に該当しないもの。